|  |
| --- |
| **「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業に対する**  **地域医療介護総合確保基金の充当に関する整理** |

**地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」の事業費に対する基金財源の充当の可否については、当該事業が地域医療構想の実現に資する事業であることを前提として、以下の整理とする。**

**Ⅰ　基金の使途区分による整理**

**（１）地連ＮＷの構築費用（イニシャルコスト）**

**基金の対象として認める。**例としては以下①～⑤のとおり。

1. 地連ＮＷのデータセンターにおけるサーバー等の構築費
2. 各医療機関における開示用サーバーの構築費
3. 各医療機関における情報連携用のSS-MIXサーバーの構築費
4. 回線の構築費

⑤ セキュリティ対策構築費

※ネットワークの手段としてタブレット端末等を導入する場合があるが、診療情報等の情報共有を目的として使用する場合にのみ基金の対象として認めるものとする。したがって、導入した端末が、診療に関わるもの以外のネット閲覧、ゲームアプリのダウンロード等が可能である場合は基金の対象として認められない。（端末の機能としてこれらの操作が可能な場合は、端末に利用制限をかける、運用ルールを定め利用者間で厳守する等の制限を行うことにより、基金の対象として認められる。）

**（２）地連ＮＷの更新費用（リプレースコスト）**

地連ＮＷ（上記（１）①～⑤）の更新に係る費用については、事業の目的が、当該地連ＮＷの機能の追加や見直しであり、それらの目的を実現するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に基金の対象として認める。

**（３）電子カルテや部門システム（病院情報システム）**

**各医療機関に設置している電子カルテや部門システム（病院情報システム）は、各医療機関自らの利便性向上や利益に資するものであり、基金の対象とは認めない。**例としては、以下①～④のとおり。

①　各医療機関の電子カルテ導入・更新費用（人件費を含む）

②　各医療機関の院内部門システム導入・更新費用（人件費を含む）

③　各医療機関の電子カルテ保守料

④　各医療機関の院内部門システム保守料

**（４）地連ＮＷの維持費（ランニングコスト）**

**基金の対象とは認めない。例としては、以下①～⑨のとおり。**

1. 地連ＮＷのデータセンターにおけるサーバー等の保守料
2. 各医療機関における開示用サーバーの保守料
3. 各医療機関における情報連携用のSS-MIXサーバーの保守料
4. 回線の保守料
5. 運営主体人件費（給与、手当、共済費、賃金等）
6. 運営主体事務局経費（家賃、光熱水費等）
7. 普及啓発のための経費（宣伝費）
8. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等）
9. 諸謝金・旅費

※⑤～⑨については、立ち上げ時には会費収入がないことを踏まえ、立ち上げ初年度に限り、

地連ＮＷの構築費用（イニシャルコスト）として基金の対象と認める。

**Ⅱ　基金の補助対象者による整理**

**開設主体が同一の法人である施設間に限定した医療情報連携のための費用については、当該情報連携は当該法人のみに裨益するものであることから、基金の対象とは認めない。**